

介護老人福祉施設相模原敬寿園 利用契約書

様(以下「入居者」といいます)と相模原敬寿園(以下「事業所」といいます)は、事業所が入居者に対して行う介護老人福祉施設利用について、次のとおり契約します。

第1条(契約の目的)

- 1 事業所は、入居者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、介護老人福祉施設サービスを提供し、入居者は、事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払います。
- 2 身元引受人は入居者と共にこの契約に基づく責務を履行するとともに、必要に応じ施設と協議し、入居者の生活に関わる行為を行います。

第2条(契約期間)

- 1 この契約の契約期間は 令和 年 月 日から入居者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了日の30日前までに、入居者から事業所に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ、入居者が要介護認定の更新で要介護3～要介護5と認定された場合契約は更新されるものとします。
平成27年3月31日迄にご入居された方は要介護1～5と認定された場合となります。

第3条(施設サービス計画)

入居者について解決すべき課題を把握し、入居者、身元引受人(連帯保証人)(以下「身元引受人」という。)の意向を踏まえた上で、介護福祉施設サービスの目標およびその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。

第4条(介護老人福祉施設サービスの内容)

- 1 事業所は、施設サービス計画に沿って、入居者に対し介護保険法令の定める必要な援助を提供します。また、施設サービス計画が作成されるまでの期間も、入居者の希望、状態等に応じて適切なサービスを提供します。
- 2 入居者が、利用できるサービスの種類は【重要事項説明書】のとおりです。事業所は、【契約書別紙及び重要事項説明書】に定めた内容について、入居者または身元引受人に説明します。

第5条(要介護認定の申請に係る援助)

- 1 事業所は、入居者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう援助します。
- 2 事業所は、入居者が希望する場合は要介護認定の申請を代わって行います。

第6条(サービスの提供の記録)

事業所は、介護老人福祉施設サービスの提供に関する記録を作成し、この契約終了後2年間保管します。

第7条(料金)

- 1 入居者は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める料金を事業所へ支払います。
- 2 介護保険法が改正され、給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、自己負担額も変更します。
- 3 事業所は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月20日までに利用者または身元引受人に通知します。
- 4 入居者は、当月の料金の合計額を翌月27日に口座自動引き落としの方法で支払います。27日が土日祝日の場合はその後の銀行取引日となります。
- 5 事業所は、入居者から料金の支払いを受けたときは、入居者に対し領収証を発行します。

第8条(契約の終了)

- 1 入居者は、事業所に対して2週間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 2 次の事由に該当した場合、事業所は、文書で通知することにより入居者に対して、30日間の予告期間をおいて、この契約を解約することができます。
 - ① 入居者の行動が、施設職員や他の入居者の生命又は身体に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ入居者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができない場合
 - ② 入居者のサービス利用料金の支払が正当な理由なく2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
 - ③ 入居者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合
 - ④ 入居者、身元引受人またはその他の家族が、事業所やサービス従業者または他の入居者に対してこの契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
 - ⑤ やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合
- 3
 - ① 平成27年4月以降にご入居された方で、入居者の要介護認定区分が、要介護1または要介護2と認定されて、特養入居基準の特例に該当しない場合。
※特養入居基準の特例は、認知症、精神障害等で頻繁な行動、意思疎通の困難があることや、深刻な虐待が疑われる場合、単身世帯や介護者が高齢又は病弱である場合などを言います。
 - ② 入居者が要介護認定の更新で非該当(自立)又は要支援と認定された場合、30日間の経過をもってこの契約は終了します。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 入居者が他の介護保険施設に入居した場合
 - ② 入居者が死亡した場合

第9条(退去時の援助)

事業所は、契約が終了し入居者が退去する際には、利用人および身元引受人の希望、入居者が退去後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退去のために必要な援助を行います。

第10条(秘密保持)

- 1 事業所および事業所の職員は、サービス提供をする上で知り得た入居者、身元引受人およびその他の家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 入居者、身元引受人およびその他の家族は、入居者の介護老人福祉施設サービス計画作成または退去時の居宅介護計画作成のために入居者、身元引受人およびその他の家族の情報をを用いることに同意します。

第11条(賠償責任)

- 1 事業所は、サービスの提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由により入居者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、十分に経緯などの調査を実施し、検討した上で、入居者に対してその損害を賠償します。
- 2 事業所は入居者、身元引受人およびその他の家族が故意又は重大な過失により、施設、事業所の職員、他の入居者等の生命・身体・財産に損害を与えた場合、その損害を請求します。

第12条(連絡義務)

事業所は、入居者の健康状態が急変した場合、その他必要な場合には、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡を取る等必要な処置を行います。

第13条(相談・苦情対応)

- 1 事業所は、入居者、身元引受人およびその他の家族からの相談等に対応する窓口を設置し、施設の設備・サービスに関する入居者の要望、苦情等に対応します。
- 2 窓口は【重要事項説明書別紙】のとおりです。

第14条(本契約に定めのない事項)

- 1 入居者および事業所は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第15条(裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、入居者および事業所は、入居者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

第16条(身元引受人(連帯保証人))

- 1 入居者は以下の施行のために身元引受人を2名立ててください。
- 2 身元引受人は連帯保証人を兼任します。
- 3 身元引受人は、次の各号の責任を負います。
 - ① 入居者が疾病等により病院または診療所に入院が必要な場合、入院手続きが円滑に進行するように責任をもってその事態に対応すること。
 - ② 契約終了の場合、事業所と連携して入居者の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること。
 - ③ 入居者が死亡した場合、すみやかに遺体および遺留金品の引受その他必要な措置をすること。

- ④ 本契約に基づき、入居者または身元引受人が行うこととした諸手続や生活上の便宜の供与や世話等の実施。
 - ⑤ 入居者と連帯して本契約から生じる入居者の債務を負担すること。
 - ⑥ 身元引受人の負担は、極度額300万円を限度とすること。
 - ⑦ 身元引受人が負担する債務の元本は、入居者又は身元引受人が死亡した時に、確定するものとすること。
 - ⑧ 身元引受人の請求があったときは、事業者は、身元引受人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、入居者の全ての債務額等に関する情報を提供しなければならないこと。
- 4 身元引受人を交代する場合は、責任を持って次の身元引受人を立て、事業者へ交代の連絡をします。
- 5 身元引受人は入居者の関係者を代表する第一の相談窓口とします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、入居者、事業所が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業所

<事業所名> 特別養護老人ホーム 相模原敬寿園

<住所> 相模原市南区磯部4507-1

<代表者名> 施設長 中川 潤二 印

入居者

<住所>

<氏名> 印

身元引受人(連帯保証人)

<住所>

<氏名> 印

<続柄>

<電話番号>

身元引受人(連帯保証人)

<住所>

<氏名>

印

<続柄>

<電話番号>

料金表

1日あたりの基本料金	項目	要介護度	介護報酬額	利用者負担額 (介護報酬額の3割分)	利用者負担額 (介護報酬額の2割分)	利用者負担額 (介護報酬額の1割分)		
	ユニット型介護福祉施設 サービス費	要介護1	7,061円	2,119円	1,413円	707円		
要介護2		7,799円	2,340円	1,560円	780円			
要介護3		8,590円	2,577円	1,718円	859円			
要介護4		9,338円	2,802円	1,868円	934円			
要介護5		10,065円	3,020円	2,013円	1,007円			
保険給付内介護サービス利用料	加算料金	日常生活継続支援加算Ⅱ	1日あたり	484円	146円	97円	49円	
		看護体制加算Ⅰ 口	1日あたり	42円	13円	9円	5円	
		看護体制加算Ⅱ 口	1日あたり	84円	26円	17円	9円	
		夜勤職員配置加算Ⅱ 口	1日あたり	189円	57円	38円	19円	
		個別機能訓練加算Ⅰ	1日あたり	126円	38円	26円	13円	
		個別機能訓練加算Ⅱ	1月あたり	210円	63円	42円	21円	
		ADL維持等加算Ⅰ	1月あたり	316円	95円	64円	32円	
		ADL維持等加算Ⅱ	1月あたり	632円	190円	127円	64円	
		精神科医師定期的療養指導加算	1日あたり	52円	16円	11円	6円	
		外泊時費用(1月に6日以内)※1	1日あたり	2,592円	778円	519円	260円	
		初期加算(入居後30日と30日を越えて入院し再び施設に戻って来た30日)	1日あたり	316円	95円	64円	32円	
		生活機能向上連携加算Ⅱ (個別機能訓練対象者)	1月あたり	1,054円	317円	211円	106円	
		排せつ支援加算Ⅰ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ いずれか	1月あたり	105円	32円	21円	11円
		排せつ支援加算Ⅱ		1月あたり	158円	48円	32円	16円
		排せつ支援加算Ⅲ		1月あたり	210円	63円	42円	21円
		褥瘡マネジメント加算Ⅰ	1月あたり	31円	10円	7円	4円	
		褥瘡マネジメント加算Ⅱ	1月あたり	137円	42円	28円	14円	
		再入所時栄養連携加算	1月あたり	2,108円	633円	422円	211円	
		栄養マネジメント強化加算	1日あたり	115円	35円	23円	12円	
		経口移行加算※1	1日あたり	295円	89円	59円	30円	
		経口維持加算Ⅰ※1	1月あたり	4,216円	1,265円	844円	422円	
		経口維持加算Ⅱ※1	1月あたり	1,054円	317円	211円	106円	
		療養食加算※1	1食	63円	19円	13円	7円	
		看取り介護加算(死亡日以前31～45日)※1	1日あたり	758円	228円	152円	76円	
		看取り介護加算(死亡日以前4～30日)※1	1日あたり	1,517円	456円	304円	152円	
		看取り介護加算(死亡日の前日、前々日)※1	1日あたり	7,167円	2,151円	1,434円	717円	
		看取り介護加算(死亡日)※1	1日あたり	13,491円	4,048円	2,699円	1,350円	
		若年性認知症入居者受入加算※1	1日あたり	1,264円	380円	253円	127円	
		口腔衛生管理加算Ⅰ	1月あたり	948円	285円	190円	95円	
		口腔衛生管理加算Ⅱ	1月あたり	1,159円	348円	232円	116円	
		自立支援促進加算	1月あたり	2,951円	886円	591円	296円	
		科学的介護推進体制加算Ⅰ	1月あたり	421円	127円	85円	43円	
		科学的介護推進体制加算Ⅱ	1月あたり	527円	159円	106円	53円	
		安全対策体制加算	1回のみ	210円	63円	42円	21円	
		生産性向上推進体制加算Ⅱ	1月あたり	105円	32円	21円	11円	
		協力医療機関連携加算	1月あたり	527円	159円	106円	53円	
		介護職員処遇改善加算Ⅰ(口)	1月あたり	介護報酬の17.6%相当	左記の3割負担分	左記の2割負担分	左記の1割負担分	
		※ 上記の他、利用者状況、施設の体制の状況に応じて加算されることがあります。 ※ 利用者負担額の2割か1割かは保険者の発行する介護保険負担割合証によります。 ※1 の加算については対象者のみの算定となります。						

保 險 給 付 外	居 住 費 ・ 食 費	項目	種別	負担金額
		居住費 基本負担額	ユニット型個室	2,110円
		食費 基本負担額	朝食・昼食・夕食	1,580円
		※居住費、食費については介護保険負担限度額の認定を受けている方の場合、その認定証に記載されている金額が一日あたりの料金になります。尚、居住費について外泊や入院された場合で施設に在館していない日であっても、外泊又は入院の翌日から6日間は（月をまたいで連続した場合は最長12日間）外泊時費用が自己負担となります。外泊や入院時にお部屋を確保している場合、居住費は徴収させていただきます。外泊時費用算定時は通常の負担限度額を、それ以外の期間は、上記の料金表による居住費をご負担頂きます。		
		負担限度額が適用される場合の食費、居住費		
			食費	居住費
		第一段階	300	880
		第二段階	390	880
		第三段階①	680	1,370
		第三段階②	1,420	1,470
	利 用 サ ー の 希 望 に 係 り 利 用 料 と さ れ る	項目	利用料金	内容
		おやつ代	実費	毎日1回提供
		イベント食、特別食	実費	利用者の希望や必要に応じて
		買い物代行	400円	週に1回 買い物を近隣店舗で代行する。 （商品指定は請け負えない場合があります）
		理美容代	実費	カット等
		日常生活費	実費	利用者の希望や必要に応じて
		クリーニング代	実費	利用者の希望や必要に応じて
		クラブ材料費	実費	手芸、書道等
		預かり金管理費	1,650円	1月あたり 預かり金管理に係る経費
		テレビ持ち込み料	300円	月額
		PC、AV機器	300円	月額
		冷蔵庫	500円	月額
		空気清浄機	100円	月額
		加湿器	100円	月額
		あんか持ち込み料	100円	月額（11月から3月）
		電気毛布持ち込み料	400円	月額（11月から3月）
		傷害保険加入料	250円	年間3,000円（月額250円）